

議案第20号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するに
ついて

宇治市国民健康保険条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

平成31年2月20日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第16条の5中「、580,000円」を「、610,000円」に改める。

第23条第1項第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同項第3号中「500,000円」を「510,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、平成30年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。